

株式會社隅田川精鉄所御中

日本労働組合評議会
関東全労働組合白鳥支部
隅田川精鉄所従業員一同

會社ヨリノ回答書

第一條 各項ハ各組ニ於テ必要上設ケタルモノニ付作業上支障ナキ限リ欲
 廢シテ又長文ナカラン
 現在ノ營業状態ヨリレテ賃銀値上ハ不可能ナリ朝鮮人ト日本人トノ
 差別ハ在来トモ決シテ無之然テ技能ニ依リテ定ムルヲ本旨トシ
 各項ハ現在請負ノ範圍ニ於テハ不可能ト認ム
 退職手当ニ就テハ目下制定不可
 解職手当ニ就テハ亦處中存母未誠意ヲ以テ協議スル意ナリ
 要求ハ承認ス
 要求ニ對シテハ同意ニツキ追テ改善スベシ
 應ジ難シ
 但シ適有ト認ムル場合ハ其事情ニ依リ應分ノ優シ支給フハ事
 アルベシ



労働第二六七一條

大正十四年十二月十五日

警視總監 太田 政 弘

内務大臣若槻禮次郎 殿
 東京警備司令官 殿
 社會局長岡田隆一郎 殿
 憲兵司令官 殿
 京都大阪神奈川愛知
 兵庫福岡各府縣知事 殿
 東京地方裁判所檢察官 殿

14.12.18
237

附記